



中国会計税務実務

2021年第13号

今回のテーマ：特定個人所得税優遇政策の適用留意点について

新個人所得税実施から3年目、いよいよ、特定個人所得税優遇政策（年一回性賞与・外国籍個人福利給与免税など）の移行期間の最終年になった。他、海南、粵港澳大湾区(グレーターベイエリア)などの地方では人材確保のために個人所得税優遇政策財政補助金政策を導入している。優遇政策の継続を期待する中で、個人と企業は個人所得税負担の変化に関心を集めている。

今号では改めてその特定優遇政策の適用留意点について簡単に説明する。

主な内容：

特定優遇政策	主な内容	留意点
年一回性賞与	居住者個人：2021年まで、年一回性賞与は当期の総合給与と別に優遇税率を適用することができる。(財税2018 164号)	中国籍個人及び外国籍個人共に、2022年1月1日からは当期総合給与所得に加算。個税負担増加可能性あり。
	非居住者個人：別途優遇税金計算式適用(財税部、税務総局公告2019年第35号)	2022年1月1日からも適用。個税負担変化なし。
外国籍個人を対象とする住宅手当など福利所得	以下のいずれかを選択することができる。(財税2018 164号) ・2021年まで、住宅手当、語言勉強手当、子女教育費手当などの福利所得は免税 ・個人所得税特別付加控除	2022年1月1日からは住宅手当、語言勉強手当、子女教育費手当などの福利所得は特別付加控除項目として控除する。個税負担増加可能性あり。
特定地域での人材確保のための個人所得税優遇政策	・粵港澳大湾区(グレーターベイエリア)：課税所得額の15%を超える部分に対しては確定申告後、財政補助金を申請することができる。(財税2019 31号) 海南：個人所得税最高税率15%(財税2020 32号)	・大湾区実施期間：2019年1月1日～2023年12月31日まで。 ・海南実施期間：2020年1月1日～2024年12月31日まで。 ・各地の認定基準が異なるため、地域ごとの基準を確認する必要がある。 ・今後、人材確保のための優遇政策は続々と発表されると思われる。

お見逃しなく：

- 今後の優遇政策の動向を緊密に注目する必要がある。
- 年一回性賞与の優遇政策の取消は個人所得税負担に大きな影響を与えられる。管理層・中間管理職・一般社員の給与規程を見直し、個人所得税負担を軽くする工夫が必要である。

- 外国籍個人を対象とする住宅手当など福利所得の免税優遇対策の取消は、会社および出向者個人に大きな影響を与える。日本本社とよく相談しながら対策を工夫する必要がある。
- 特定地域の個人所得税優遇政策を自社のビジネスニーズを考慮しながら、人材を確保すると共にその地域の優遇条件を適時に把握・適用する。なお、人材採用規程を整備していく。
- 税務局は、ビッグデータを利用して税務調査対象を決定し、税務当局・公安当局・税関・銀行などが共同で監督管理を行うので実質的なビジネスモデルを構築し、虚偽な取引、優遇税収の濫用などを避ける。
- 必要に応じて専門家と一緒に各規程を洗い出し、優遇政策を適用する方法を探し出す。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com